

# 最上町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1. 計画策定の背景

- 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。
- 平成 25 年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等の整備を図ることとしています。
- 本町では、政府及び山形県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における町の対策の基本的な考え方や、町が実施する主な措置等を示した「最上町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」作成しました。

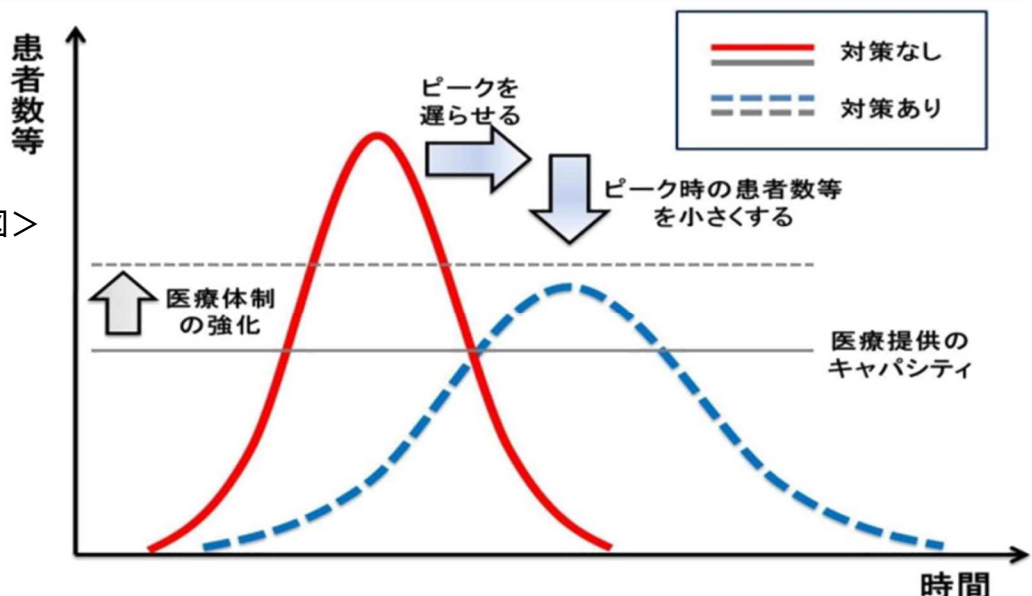
## 2. 対象となる感染症

- 新型インフルエンザ等感染症(再興型インフルエンザを含む。)
- 新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

## 3. 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や、ワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。
  - ・ 医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 住民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える。
  - ・ 地域での感染防止策により、欠勤者の数を減らす。
  - ・ 町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果概念図>



## 4. 発生段階

国内発生以降の発生段階は、国と県が協議の上判断（基準は国が示す）

発生段階		状態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
発生 国内 早期	県内 未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県・町内 発生早期	県内（町内）で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態
感染 国内 期	県・町内 感染期	県内（町内）で感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなくなった状態
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 5. 町行動計画のポイント（主要6項目）

### ① 実施体制

- ・海外発生期に、必要に応じ「警戒班」を設置し、情報収集、事前対策、関係課との連携を確認。
- ・国内発生早期に「連絡会議」に切り替え、流行に備え、感染拡大を少なくするための対策や情報の共有化を図る。
- ・国による緊急事態宣言の対象となった場合、町長を本部長とし「最上町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の被害防止及び社会機能の維持を図る。

### ② 情報提供・共有

- ・予防・まん延防止に関する情報や状況、実施される対策等について情報提供を行う。
- ・防災無線、エリアメール、インターネット及び広報等の多様な媒体を利用し、わかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう心がける。
- ・町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する。

### ③ 予防・まん延防止

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・学校、保育施設や職場等に対して、感染対策の実施を呼びかける。
- ・県が行う「不要不急の外出自粛の要請」「施設の使用制限の要請」等の措置に協力する。

### ④ 予防接種

- 特定接種：医療の提供や町民生活及び地域経済の安定を確保するために、医療従事者や対策の実施に携わる公務員等に対し、住民接種に先行して予防接種を行う。
- 住民接種：町民に対して、国が決定する優先順位に従って、順次集団予防接種を行う。

### ⑤ 医療

- ・県や医療機関、関係機関と協力し、在宅で療養する患者への支援を行う。
- ・県が実施する医療体制及び患者輸送体制整備、臨時の医療施設開設への協力。

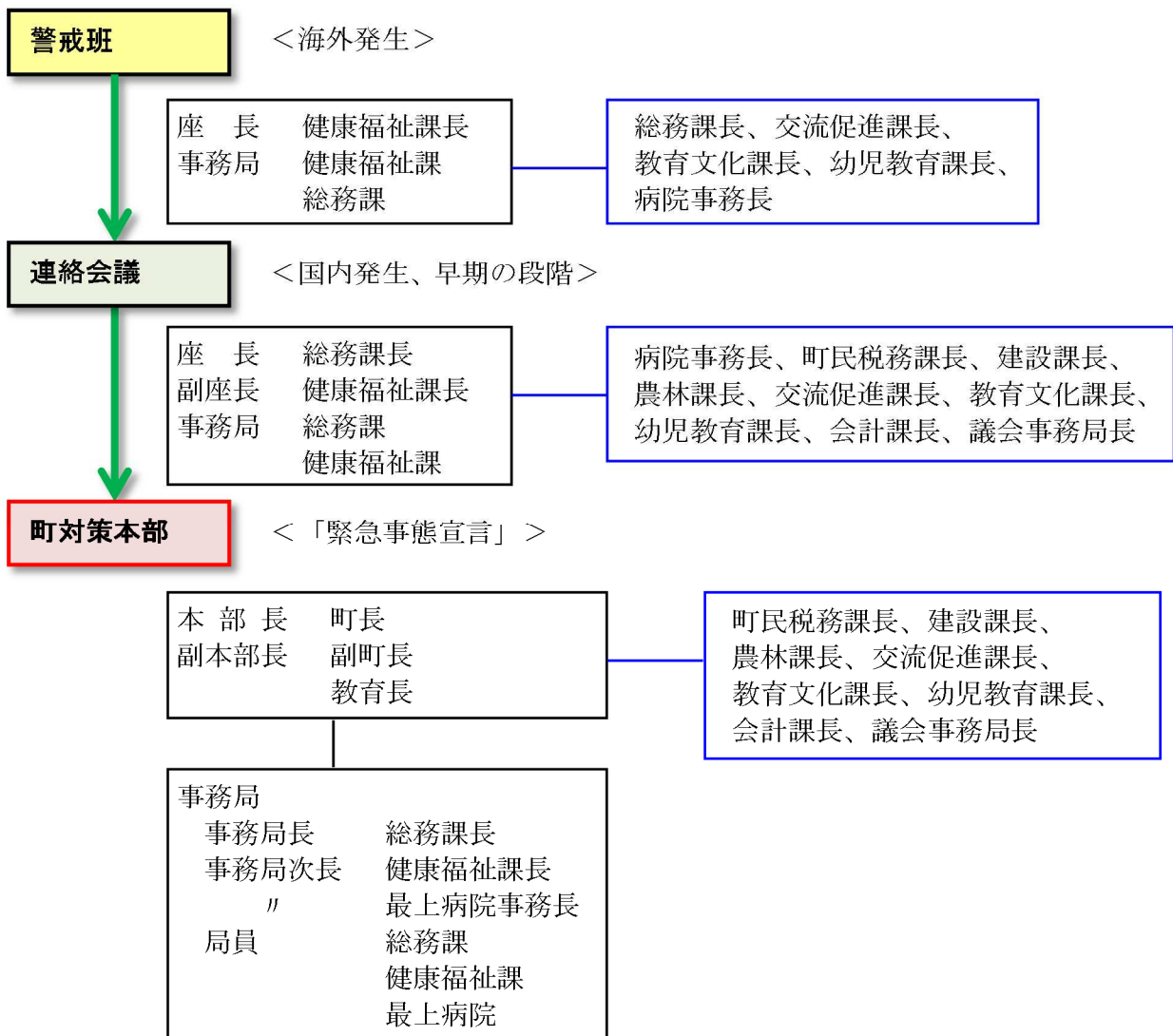
### ⑥ 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・水の安定供給、生活関連物資の価格安定対策、物資・資材の備蓄に努める。
- ・要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供など）を実施する。
- ・特例による適切な遺体の安置、火葬の実施。

## 6. 対策推進のための役割分担

機 関	役割の概要
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法、感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。</li> <li>・ 市町村における対策実施を支援、調整</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内の対策の総合的推進</li> <li>・ 住民接種、住民の生活支援、社会的弱者への支援を実施</li> </ul>
指定地方 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定</li> <li>・ 発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続</li> </ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場における感染対策の実施、発生時の業務継続</li> </ul>
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場での感染対策</li> <li>・ 発生時における一部業務の縮小、不特定多数のものが集まる事業に対する感染防止のための措置徹底</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人での感染対策実施</li> <li>・ 発生に備えた食料品、生活必需品の備蓄</li> </ul>

## 7. 組織体制



## 8. 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	
			県内未発生期	県・町内発生早期	県・町内感染期
					小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前準備</li> <li>県内発生 of 早期確認に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内発生に備えた体制整備</li> <li>積極的な情報収集と的確な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大をできる限り抑制</li> <li>適切な医療提供</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の維持</li> <li>健康被害を最小限に</li> <li>町民生活・経済への影響の最小限化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療制限、町民生活・経済の回復を図り、流行の第2波に備える</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画、業務継続計画策定</li> <li>連携体制確立</li> <li>研修、訓練実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて「警戒班」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生時に「連絡会議」を設置</li> <li>緊急事態宣言を受け、「町対策本部」の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大に伴う対策の変更決定</li> <li>町対策本部の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策の見直し</li> <li>町対策本部の廃止</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供、共有について庁内外の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な手段による情報提供</li> <li>県の要請を受け、相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の充実、強化</li> <li>多様な手段による情報提供の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の継続</li> <li>多様な手段による情報提供の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の縮小</li> <li>情報提供のあり方見直し</li> </ul>
まん延防止・予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人レベル、地域職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>特定接種の具体的な体制準備</li> <li>住民予防接種の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>特定接種の開始</li> <li>住民に対する予防接種の準備・開始・継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>住民に対する予防接種の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2波に備えた感染よ簿対策の勧奨</li> <li>第2波に備えた住民に対する予防接種の継続</li> </ul>
医療				<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で療養する患者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医療体制への移行</li> </ul>
生活及び経済の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障がい者等の要援護者の状況把握及び生活支援等の検討</li> <li>生活物資の安定確保等</li> <li>マスク、消毒薬等の備蓄、流通量の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対する職場での対策の準備要請</li> <li>生活物資の安定確保等</li> <li>埋火葬の準備</li> <li>マスク、消毒薬等の備蓄、流通量の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請</li> <li>生活物資の安定確保</li> <li>埋火葬の準備</li> <li>マスク、消毒薬等の備蓄、流通量の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対する健康管理と感染対策要請継続</li> <li>生活物資の安定確保</li> <li>要援護者への支援</li> <li>埋火葬の特例適用等</li> <li>マスク、消毒薬等の備蓄、流通量の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活物資の安定確保</li> <li>緊急事態措置を縮小、中止</li> </ul>